# **ヒルフェ通信(5月号)**☆そっと寄り添いやさしくサポート☆

「公益社団法人成年後見支援センター ヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的 障がい者等の権利の擁護及び福祉の 増進に寄与することを目的として、東京都 行政書士会が設立した法人です。

## ◆東京都福祉保健局生活福祉部訪問報告

令和3年3月25日(木)、山﨑理事長他4名の担当理事が、成年後見利用促進の所轄部署である東京都福祉保健局生活福祉部へ伺い、『地域連携ネットワークづくりにおいて行政書士の参画を求める要望書』と『法人後見の利用について』等の書面を持参し、地域連携ネットワーク参画現状報告と今後の対応についての協議をさせて頂きました。

生活支援担当課長他2名の実務担当者から、ヒルフェの日頃からの支援活動に感謝を述べて頂くと共に、成年後見制度利用促進法の施行に基づく基本計画と都内各自治体における中核機関の設置、地域連携ネットワークの構築の進捗状況等の報告がありました。

今までの専門家(弁護士・司法書士・社会福祉士)と言う枠にとらわれず、都としても「今日の成年後見利用促進の実現には広く行政書士を含む専門家のご支援をお願いしたい」との意向を明確に示して頂き、今回訪問の趣旨をご理解頂きました。

都とは成年後見制度が施行されて以来、研修の講師派遣もお願いしており、また、都の認可である公益法人ヒルフェとしての成年後見活動においても、深い信頼関係を築いて参りました。 今後も信頼を裏切ることなく、なお一層、適正な成年後見活動に励むことが重要であるとの認識を強く持った次第です。

また、都としては、島嶼部での成年後見制度の利用が低く、啓発の必要性が緊急の課題であり、是非ともヒルフェにも協力をお願いしたい旨のお話がありました。

ヒルフェとしても、それを真摯に受け止め東京会と共に島嶼部への対応をして参りたいと思います。

(常任理事/髙橋進)



# ◆東京家庭裁判所より後見センターレポートVol.24、25が追加されました

令和3年4月1日に後見センターレポートVol.24、25が追加されました。

内容は、後見事務を行うにあたっての留意点です。Vol.24では裁判所への報告や提出書類について、「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック」に記載されたなかでも理解が十分でないと思われる点などをピックアップ、Vol.25では本人が親族に贈与をする場合を初め、事例別に必要な報告や手続が紹介されております。

#### 後見センターレポート

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/kouken\_report\_vol.24.pdf https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/kouken/kouken\_report\_vol.25.pdf

また、以下の書式が更新されておりますので後見サイトをご参照ください。

- ・後見・保佐・補助開始の申立て、未成年後見人選任の申立て、任意後見監督人選任の申立 てについての各申立ての手引及び申立書式
- ・成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック(Q&A付き)及び未成年後見人Q&A 後見サイト 家庭裁判所後見センター

https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html

### ◆令和3年度 定時総会のお知らせ

令和3年度の定時総会は、6月23日(水)13:30からを予定しています。 詳細は改めてご連絡します。

